

わかりやすい^{ばん}版^{がいよう}（概要）

お お さ か し しょう し ゃ し え ん け い か く
大阪市障がい者支援計画・
だい き しょう ふ く し け い か く
第 5 期障がい福祉計画・
だい き しょう じ ふ く し け い か く
第 1 期障がい児福祉計画
あ ん
（案）

へ い せ い ね ん が つ
平成 年 月

 お お さ か し
大阪市

かく おんせい
各ページに 音声コードを つけています。
おんせい せんよう き か い つか ないよう き
音声コードの専用の機械を使って、内容を 聞くことができます。
おんせい
音声コードは QRコードではありません。

もくじ 目次

だい しょう けいかく 第1章 計画のこと 1

1 けいかく りゆう 計画をつくる理由 1

2 けいかく かんが かた 計画の考え方 2

(1) けいかく 計画について 2

(2) けいかく かんが かた 計画の考え方 3

(3) けいかく すす かた 計画の進め方 3

だい しょう おおさかし 第2章 大阪市が していくこと 4

1 しょう ひと ひと いっしょ せいかつ 障がいのある人も ない人も 一緒に生活するために してい くこと 4

(1) しょう ただ し 障がいについて 正しく 知ってもらえるようにします 4

(2) しょう ひと じょうほう し つた 障がいのある人に 情報（知っていること）を伝えます 4

2 ちいき す 地域で 住むことができるように していくこと 5

(1) しょう ひと けんり まち そうだん 障がいのある人の 権利を守り、相談できるようにします 5

(2) しょう ひと ふくし ふ 障がいのある人の 福祉サービスなどを 増やします 6

(3) 障^{しょう}がいのある人^{ひと}の スポーツや文化活動^{ぶんかかつどう}などを 進^{すす}めます 7

3 施設^{しせつ}をはなれた生活^{せいかつ}に 移^{うつ}れるようにしていくこと 8

(1) 施設^{しせつ}で生活^{せいかつ}している人^{ひと}が 施設^{しせつ}をはなれて生活^{せいかつ}できるように 手伝^{てつだ}います 8

(2) 精神科病^{せいしんかびょういん}院^{にゅういん}に入^{ひと}院^{たいいん}している人^{ひと}が 退^{たい}院^{いん}できるように 手伝^{てつだ}います 8

4 地域^{ちいき}で 学^{まな}び・ 働^{はたら}くために していくこと 9

(1) 障^{しょう}がいのあるこども 一人^{ひとり}ひとりに合^あった 保^ほ育^{いく}・ 教^{きょう}育^{いく}を していきます 9

(2) 障^{しょう}がいのある人^{ひと}が 働^{はたら}きやすくします 10

5 住^すみよい 環^{かん}境^{きょう}づくりのために していくこと 11

(1) 障^{しょう}がいのある人^{ひと}が 使^{つか}いやすくしていきます 11

(2) 障^{しょう}がいのある人^{ひと}の 防^{ぼう}災^{さい}や防^{ぼう}犯^{はん}を していきます 12

6 地域^{ちいき}で安^{あん}心^{しん}して 暮^くらすために していくこと 13

(1) 障^{しょう}がいのある人^{ひと}の 保^ほ健^{けん}や 医^い療^{りょう}などを 受^うけやすくします 13

第3章 目^{だい}標^{しょう}と 福^{もく}祉^{ひょう}サ-ビスの見^{ふくし}込^みみ 14

1 目^{もく}標^{ひょう} 14

2 福^{ふくし}祉^しサ-ビスの見^み込^こみ 16

だい しょう けいかく 第1章 計画のこと

1 けいかく りゆう 計画をつくる理由

- ◆ にほん しょう しょう けいかく ひと けんり まち じぶん ちから く
日本では、障がいのある人の 権利を守ったり、自分の力で暮らせるように
いろいろな約束や法律を つくってきました。
- ◆ おおさかし しょうわ ねんど しょう ひと けいかく
大阪市では、1983（昭和58）年度に 障がいのある人のための 計画をつく
り、進めてきました。
- ◆ 2006（平成18）年 には、国連で、しょう ひと けんり まち
2006（平成18）年には、国連で、障がいのある人の 権利を守るために
「障害者権利条約」という約束が 決まりました。
- ◆ にほん しょう しょう けいかく ひと けんり まち
日本でも いろいろな法律をつくり、2014（平成26）年に 「障害者権利条約」
という約束を 世界の国としました。
- ◆ せかい くに にほん しょう ひと けんり まち
このように 世界の国や日本では、障がいのある人のための 約束や法律が
大きく変わりました。
- ◆ おおさかし やくそく しょう しょう ひと しょう
大阪市では 約束や法律が大きく変わっても、障がいのある人が 住んでいる
ところで じぶん ちから せいかつ
自分の力で生活できるように してきました。
- ◆ しょう ひと ひと ちいき いっしょ く しゃかい
障がいのある人も ない人も 地域で一緒に暮らすことができる社会にする
ために、この あたら けいかく
新しい計画をつくりました。

2 計画の考え方

(1) 計画について

◆ この計画は、3つの計画を 1つに まとめています。

① 大阪市 障がい者支援計画

- ・ 2018（平成30）年度から 2023（平成35）年度までの 6年間にすることを 書いています。
- ・ この計画をつくることは、「障害者基本法」という法律で 決まっています。

② 第5期大阪市 障がい福祉計画

- ・ 2018（平成30）年度から 2020（平成32）年度までの 3年間にすることを 書いています。
- ・ この計画をつくることは、「障害者総合支援法」という法律で 決まっています。

③ 第1期大阪市 障がい児福祉計画

- ・ 2018（平成30）年度から 2020（平成32）年度までの 3年間にすることを 書いています。
- ・ 「児童福祉法」という法律が変わって、この計画をつくることが 決まりました。

(2) 計画の考え方

- ◆ 「障害者基本法」という法律に、「障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にされるものです。それぞれの違いを知って、一緒に暮らす社会を めざします」ということが 書いてあります。
- ◆ 大阪市では、「障害者基本法」という法律に書いてあることを 大事にしながら、次の3つのことを していきます。
 - ① 障がいのある人も ない人も、基本的人権をもった ひとりの人として 大切にします。
 - ② 障がいのある人が、いろいろな活動ができるよう 手伝います。
 - ③ 障がいのある人が、住んでいるところで 自分の力で生活できるよう 手伝います。

(3) 計画の進め方

- ① 障がいのある人の生活を 手伝えるために 大阪市を よくしていきます。
- ② こどもから大人まで、障がいのある人の一生を 途切れしないで 手伝うようにします。
- ③ 障がいの状況は それぞれ違います。それぞれに合った方法で 手伝えることができるようにします。
- ④ 障がいのある人への 差別をなくして、権利を守ります。
- ⑤ 障がいのある人を手伝える人への勉強会を たくさんしていきます。
- ⑥ 大阪市を住みやすくするために 障がいのある人の 生活の様子や 必要なことを 調べます。

第2章 大阪市が していくこと

1 障がいのある人も ない人も 一緒に生活するために していくこと

(1) 障がいについて 正しく 知ってもらえるようにします

- ◆ 障がいのある人への 差別や偏見は、今でも いろいろなところで 見られます。市民の皆さんに、障がいのことを 正しく知ってもらうことが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ パンフレットやホームページなどで、障がいのある人のことを 正しく伝えます。
- ◇ 学校で こどもたちが 人権や福祉の大切さを 学べるようにします。

(2) 障がいのある人に 情報（知っていること）を伝えます

- ◆ 話したり、聞いたりすることや 情報（知っていること）を 集めることは、地域で生活するために 大事なことです。そのため、障がいがあることで 話したり、聞いたりすることが 難しい人たちへの手伝いが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 利用できるサービスなどを、わかりやすく 伝えます。
- ◇ 2016（平成28）年1月に 「大阪市 ころろを結ぶ 手話言語条例」をつくりました。
手話は言葉です。大阪市では、手話が 必要な人を 手伝います。

2 地域で 住むことができるように していくこと

(1) 障がいのある人の 権利を守り、相談できるようにします

- ◆ 障がいのある人が、利用したい福祉サービスを 自分で決めるということが 大切です。
そのため、サービス利用を手伝うことや 権利を守ることが 必要です。
- ◆ 障がいのある人が 年をとったり、たくさんの手伝いが 必要になっています。
そのため、たくさんの相談できるところが 必要です。
- ◆ 「障害者差別解消法」の考え方は 大事なことです。
障がいを理由とした差別を なくすため、関係している 人たちが 一緒になってすることが 必要です。
- ◆ 障がいのある人への虐待を 早く見つけたり、防ぐために 関係している人 たちが 力をあわせることが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 住んでいるところで 安心して 生活できるようにします。
そのため、自分で決めることが 難しい人を 関係している人たちが 一緒になって手伝います。
- ◇ 福祉サービス利用の手伝いや、生活のお金を管理する「あんしんサポート事業」をします。
- ◇ 「各区障がい者基幹相談支援センター」で、いろいろな相談ができるようにします。
- ◇ 「相談支援事業者」を増やして、相談しやすくします。

- ◇ 「市^し地^ち域^{いき}自^じ立^{りつ}支^し援^{えん}協^{きょう}議^ぎ会^{かい}」というグループと^{ちから}力^{ちから}をあわせて、「各^{かく}区^く地^ち域^{いき}自^じ立^{りつ}支^し援^{えん}協^{きょう}議^ぎ会^{かい}」というグループを よくしていきます。
- ◇ 障^{しょう}が^がい^いを理^り由^{ゆう}とする差^さ別^{べつ}を相^{そう}談^{だん}する場^ば所^{しょ}で 正^{ただ}しい相^{そう}談^{だん}がで^でき^きるよう^{よう}な勉^{べん}強^{きやう}会^{かい}を 職^{しよく}員^{いん}にします。
- ◇ 障^{しょう}が^がい^いを理^り由^{ゆう}とする差^さ別^{べつ}を なくすために、大^{おお}阪^{さか}市^しで 条^{じょう}例^{れい}（大^{おお}阪^{さか}市^しだ^だけ^けの法^{ほう}律^{りつ}）をつくることを 考^{かん}え^えま^ます。
- ◇ 虐^{ぎゃく}待^{たい}を防^ふいだり、早^{はや}く見^みつけ^つけることが でき^でるよう^{よう}、市^{しみん}民^{みん}の皆^{みな}さんへ 虐^{ぎゃく}待^{たい}防^{ぼう}止^しのこ^ことを 伝^{つた}え^えま^ます。
- ◇ 「虐^{ぎゃく}待^{たい}防^{ぼう}止^し連^{れん}絡^{らく}会^{かい}議^ぎ」を開^{ひら}いて 関^{かん}係^{けい}して^{して}い^いる人^{ひと}たちで ^{ちから}力^{ちから}をあわせ^あせ^せま^ます。



(2) 障^{しょう}が^がい^いのある人^{ひと}の 福^ふ祉^しサ^さービ^ぶス^すなどを 増^ふや^やし^しま^ます

- ◆ 「障^{しょう}害^{がい}者^{しゃ}総^{そう}合^{ごう}支^し援^{えん}法^{ほう}」という法^{ほう}律^{りつ}と 「児^じ童^{どう}福^ふ祉^し法^{ほう}」という法^{ほう}律^{りつ}が^が変^へわ^わり、2018（平^{へい}成^{せい}30）年^{ねん}4^が月^{がつ}から 新^{あた}ら^らし^しい福^ふ祉^しサ^さービ^ぶス^すが はじ^はじ^じま^まり^りま^ます。
- ◆ 安^{あん}心^{しん}して サ^さービ^ぶス^すを利^り用^{よう}で^でき^きるよう^{よう}に、ま^また、わ^わか^わり^りや^やす^すい 制^{せい}度^どにな^なるよう^{よう}に、国^{くに}へ言^いっ^って^てい^いくこ^ことが 必^{ひつ}要^{よう}で^です。
- ◆ 制^{せい}度^どが^が変^へわ^わっ^って^ても、き^きち^ちん^んと サ^さービ^ぶス^すを利^り用^{よう}で^でき^きるよう^{よう}に して^{して}い^いく必^{ひつ}要^{よう}が^があ^あり^りま^ます。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がい福祉サービスが より良くなるよう、国へ言っていきます。
- ◇ 障がいのある人が一緒に生活する 「グループホーム」が増えるようにします。
- ◇ 保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの 関係している人たちが話し合いをして、医療的ケアの必要な 障がいのあるこどもを手伝います。

（３）障がいのある人の スポーツや文化活動などを 進めます

- ◆ 「東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」等があります。
この盛り上がりをきっかけに、障がいのある人も ない人も スポーツと一緒に楽しめるようにすることが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がいのある人の スポーツを始めるきっかけを つくります。
- ◇ 市民の皆さんに 障がい者スポーツのことを知らせます。
- ◇ 住んでいるところで スポーツ・文化活動ができるように していきます。



3 施設をはなれた生活に移れるようにしていくこと

(1) 施設で生活している人が施設をはなれて生活できるように手伝います

- ◆ 障がいのある人が施設をはなれて みんなで一緒に暮らすために、生活を手伝う方法が たくさん必要です。
- ◆ 施設で生活している人が よく知っているところで 暮らしたいと思う気持ちを大切に、安心して よく知っているところで 暮らすということが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 施設で生活している人の 思っている暮らしを 調べます。
そして、それぞれに合った暮らしができるように 一緒に考えます。
- ◇ 施設で生活している人に 施設をはなれた暮らしについて 知ってもらいます。そのため、いろいろな経験ができるようにします。
(施設の外へ出かける、グループホームに泊まるなど)
- ◇ グループホームなどの 住む場所をつくります。
また、施設をはなれて生活することができるサービスを 増やします。

(2) 精神科病院に入院している人が退院できるように手伝います

- ◆ 精神科病院での生活が 長くなると、退院することが 心配になります。
そのため、いろいろな手伝いが 必要になります。
- ◆ 地域で暮らし続けられるよう、生活を手伝うサービスが たくさん必要です。



- ◆ いろいろな人たち（保健・医療・福祉に関係している人たちが）が 一緒になって 手伝うことが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 大阪市の精神科病院に入院している人が 多いため、こころの健康センターが、病院や大阪府と 一緒になって 手伝います。
- ◇ ピアサポーターと一緒に 退院ができるように 手伝います。
- ◇ いろいろな人たち（保健・医療・福祉に関係している人たちが）が 話し合いをして、地域で暮らし続けられるように 手伝います。

4 地域で 学び・働くために していくこと



（１）障がいのあるこども 一人ひとりに合った 保育・教育を していきます

- ◆ 大阪市では、障がいのあるこどもと 障がいのないこどもが 「共に学び、共に育ち、共に生きる教育」をしています。
- ◆ みんなが 障がいを正しく知って、障がいのあるこどもが 住んでいるところで 学びやすくすることが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 障がいのあるこどもと 障がいのないこどもが、住んでいるところで 共に育つ保育・教育を していきます。
- ◇ 障がいのあるこども 一人ひとりに合った 教育となるよう、関係している人たちが 一緒になって 考えます。

- ◇ 学校を卒業した後も 関係している人たちが手伝うようにします。そのため、一人ひとりに合わせて 将来のことを一緒に考えていきます。
- ◇ 図書館といった みんなで使う建物を、障がいのある人が 利用しやすくなるようにします。
- ◇ 障がいのあるこどもの 放課後（学校が終わった後の時間）などの過ごし方が よくなるように考えます。
- ◇ 教職員（先生）が 障がいのある人のことを 正しく知るようにします。そのため、勉強会をたくさんします。



（２）障がいのある人が 働きやすくします

- ◆ 「障害者雇用促進法」という法律が変わって、障がいのある人の 働く人の数は 増えています。しかし、仕事をやめる人も多く、長く働き続けるための手伝いが 必要です。

【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 物を買うときや 作業をお願いするときは、できるだけ 障がい者福祉施設などに お願いします。
- ◇ 障がいのある人が 働き続けられるようにします。
そのため、「障がい者就業・生活支援センター」などの関係している人たちが 一緒になって 仕事と生活を手伝います。
- ◇ 一人ひとりの障がいに合わせて 仕事ができるように 手伝います。そのため、「就労移行支援事業者」への勉強会をたくさんします。



5 ^す住みよい ^{かんきょう}環境づくりのために していくこと

(1) ^{しょう}障がいのある人が ^{ひと}使いやすい ^{つか}していきま

- ◆ ^{おおさかし}大阪市では「^{おおさかし}大阪市 ^{ひと}ひとにやさしい ^{まちづくり}まちづくり ^{せいびようこう}整備要綱」をつくって、^{たてもの}建物 ^{つか}を使いやすいしています。
- ◆ ^{しえいこうつう}市営交通（^{ちかてつ}地下鉄・^し市バス）を、^{おおさかし}大阪市から ^{みんかんがいしゃ}民間会社に ^{ねが}お願いした ^{あと}後も、^{あんぜん}安全のことや ^{つか}使いやすいすることを ^い言っていく ^{ひつよう}必要があります。
- ◆ ^{しょう}障がいのある人が、^{ひと}安心して ^{あんしん}暮らすことができるよう ^{グループホーム}グループホームなどが ^ふ増えていくことが ^{ひつよう}必要です。



【^{おおさかし}大阪市がすること（^{おも}主なもの）】

- ◇ ^{おおさかし}「大阪市 ^{ひと}ひとにやさしい ^{まちづくり}まちづくり ^{せいびようこう}整備要綱」や「^{しょうがいしゃさべつ}障害者差別 ^{かいしょうほう}解消法」の ^{かんが}考え方を ^{かた}大事にします。
- ◇ そして、^{おおさかし}大阪市の ^{たてもの}建物や ^{ひと}たくさんの人が ^{りよう}利用する ^{たてもの}建物を、^{みんな}みんなが ^{つか}使いやすいようにします。
- ◇ ^{しえいこうつう}市営交通（^{ちかてつ}地下鉄・^し市バス）を ^{ねが}お願いした ^{あと}後も、^{あんぜん}安全のことや ^{つか}使いやすいことを ^い言っていきます。
- ◇ また、^{ほか}他の ^{でんしゃ}電車を ^{うご}動かしている ^{かいしゃ}会社にも、^{エレベーター}エレベーターや ^{えき}駅が ^{つか}使いやすい ^いようになるように ^い言っていきます。
- ◇ ^{グループホーム}グループホームは、^{しょう}障がいのある ^{ひと}人にとって ^{ひつよう}必要な「^す住まい」です。
- ◇ そのため、これからも ^ふ増やしていきます。



(2) 障がいのある人の 防災や防犯を していきます

- ◆ 手伝いが必要な人を 知っておくことや 避難所で手伝えること、食べ物や薬などを 準備しておくことなど、防災対策を進めることが 必要です。

- ◆ 障がいのある人が 安全で 安心して暮らせるようにしていくことが 必要です。



【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ 個人情報（住所や名前など）が外に出ないように 気をつけて 手伝いが必要な人を 調べておきます。

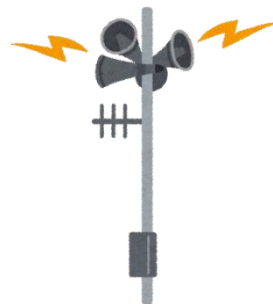
また、逃げることを手伝える計画を つくります。

- ◇ 逃げた後の 医療・保健・福祉サービスの 準備をします。

また、逃げた後の生活で必要となる 食べ物や薬などを 準備しておきます。



- ◇ 障がいのある人を 犯罪から守り、安全で安心に 住むことができるようにします。



6 ^{ち い き あんしん く} 地域で安心して 暮らすために していくこと

(1) ^{しょう ひと ほけん いりよう う} 障がいのある人の 保健や 医療などを 受けやすくします

- ◆ ^{しょう ひと す げんき く} 障がいのある人が、住んでいるところで 元気に 暮らすためには、^{ひとり}一人ひとりに合った ^{あ けんこう}健康づくりと ^{あんしん びょういん い}安心して病院に行けることが ^{ひつよう}必要です。
- ◆ また、^{いりようてき ひつよう}医療的ケアが必要な ^{しょう ひと す}障がいのある人が 住んでいるところで生活をするため、^{ほけん いりよう ふくし かんけい}保健・医療・福祉に関係している人たちが ^{ひと いっしょ}一緒になって ^{てつだ}手伝うことが ^{ひつよう}必要です。

^{おおさかし}【大阪市がすること（主なもの）】

- ◇ ^{しょう ひと す びょういん い} 障がいのある人が、住んでいるところで 病院に行くことができるように ^{てつだ}手伝います。
- ◇ ^{はな き} 話したり、聞いたりすることの ^{てつだ ひつよう ひと}手伝いが必要な人や、^{じゅうしょうしんしんしょう}重症心身障がい児・者（^{しょう}障がいがとても重い人）が ^{おち ひと}きちんと ^{びょういん い}病院に行くことができるように ^{てつだ}手伝います。
- ◇ よく知っているところでリハビリテーション（^{うご}動きやすくなるための ^{れんしゅう}練習）が ^う受けやすくなるよう、^{かんけい ひと}関係している人たちが ^{いっしょ}一緒になって ^{てつだ}手伝います。
- ◇ ^{びょういん いっしょ} 病院などと一緒になって、^{いりようてき}医療的ケアができる ^{じぎょう}ショートステイ事業を ^ふ増やします。
- ◇ ^{しょう} 障がいのあるこどもが ^{はや ころ}早い頃から ^{りょういく う}療育を受けることができるよう、^{かんけい ひと}関係している人たちが ^{いっしょ}一緒になって ^{てつだ}手伝います。



第3章 目標と福祉サービスの見込み

1 目標

次の5つの目標を 2020（平成32）年度末に できるようにしていきます。

① 施設で生活している人の 地域生活への移行

- ◆ 施設をはなれた生活へ移る人（2017（平成29）年度から 4年間で）154人
- ◆ 施設で生活している人 1,348人 → 1,321人

② 精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築 （精神障がいのある人を 住んでいるところ全体で手伝う やり方づくり）

- ◆ 保健・医療・福祉に 関係している人たちが話し合うようにします
- ◆ 1年より長いあいだ 入院している人 2,253人 → 2,061人
- ◆ 入院後3か月で 退院する人の割合 69% 以上
- ◆ 入院後6か月で 退院する人の割合 84% 以上
- ◆ 入院後1年で 退院する人の割合 90% 以上
- ◆ 地域移行支援を利用して 地域生活へ移る人 （3年間で）60人

③ 福祉施設からの 一般就 労

- ◆ 福祉施設から 会社での仕事に移る人 788人
- ◆ 就 労移行支援を利用する人 1,425人
- ◆ 会社での仕事に移ることができた人が 3割以上いる 就 労移行支援事業所の割合 50%以上
- ◆ 就 労定 着支援を利用することで 1年間 働 き続けられた人の割合 80%以上

④ 地域生活支援拠点等の整備（よく知っているところでの 生活を手伝う やり方づくり）

- ◆ 区ごとを中心に、事業者が一緒になって 障 がいのある人の よく知っ
ているところでの 生活を手伝う やり方づくりを していきます。

⑤ 障 がいのあるこどもを手伝う やり方づくり

- ◆ 児童発達支援センターや 保育所等訪問支援で 必要な手伝いができるよう
にします。
- ◆ 主に 重 症 心身 障 がい児（障 がいがとても重いこども）を手伝う
児童発達支援事業所が、これから先も 手伝いができるようにします。
- ◆ 主に 重 症 心身 障 がい児（障 がいがとても重いこども）を手伝う
放課後等デイサービス事業所を、新 しく 15人が 利用できるようにします。
- ◆ 医療的ケアの必要なこどもが 手伝わってもらえるよう、2018（平成30）年度
末までに、保健・医療・障 がい福祉・保育・教育などの 関係している人
たちが 話し合うようにします。

2 福祉サービスの見込み

○ 訪問系サービス、短期入所

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
きょたくかいご 居宅介護	月に 12,422人、 248,823時間 利用	月に 13,564人、 266,987時間 利用	月に 14,812人、 286,477時間 利用
どうこうえんご 同行援護	月に 1,505人、 38,190時間 利用	月に 1,623人、 40,328時間 利用	月に 1,752人、 42,586時間 利用
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	月に 1,923人、 258,436時間 利用	月に 1,989人、 264,832時間 利用	月に 2,050人、 271,188時間 利用
こうどうえんご 行動援護	月に 371人、 8,064時間 利用	月に 422人、 9,068時間 利用	月に 480人、 10,198時間 利用
たんきにゅうしょ 短期入所	月に 1,257人、 8,083日 利用	月に 1,365人、 8,776日 利用	月に 1,473人、 9,469日 利用

○ 日中活動系サービス

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
せいかつかいご 生活介護	月に 6,555人、 113,729日 利用	月に 6,844人、 118,743日 利用	月に 7,133人、 123,757日 利用
じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練)	月に 48人、 685日 利用	月に 48人、 685日 利用	月に 48人、 685日 利用
じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	月に 352人、 5,518日 利用	月に 392人、 6,090日 利用	月に 432人、 6,662日 利用
しゅうろういくこうしえん 就労移行支援	月に 1,340人、 21,937日 利用	月に 1,534人、 25,278日 利用	月に 1,661人、 27,376日 利用

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
就労継続支援 A型	月に 2,376人、 42,521日 利用	月に 2,676人、 47,891日 利用	月に 2,976人、 53,261日 利用
就労継続支援 B型	月に 4,756人、 73,863日 利用	月に 5,201人、 80,772日 利用	月に 5,687人、 88,324日 利用
就労定着支援	月に 1,112人 利用	月に 1,293人 利用	月に 1,504人 利用
療養介護	月に 325人 利用	月に 325人 利用	月に 325人 利用

○ 居住系サービス、自立生活援助

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
共同生活援助	月に 2,582人 利用	月に 2,867人 利用	月に 3,183人 利用
施設入所支援	月に 1,338人 利用	月に 1,331人 利用	月に 1,324人 利用
自立生活援助	月に 178人 利用	月に 178人 利用	月に 178人 利用

○ 指定相談支援

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
計画相談支援	月に 6,366人 利用	月に 7,413人 利用	月に 8,461人 利用
地域移行支援	月に 35人 利用	月に 35人 利用	月に 35人 利用
地域定着支援	月に 449人 利用	月に 533人 利用	月に 617人 利用

○ 障がい児支援

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
児童発達支援	月に 2,745人、 27,294日 利用	月に 3,246人、 32,388日 利用	月に 3,689人、 36,696日 利用
医療型 児童発達支援	月に 34人、 326日 利用	月に 34人、 326日 利用	月に 34人、 326日 利用
放課後等 デイサービス	月に 5,065人、 65,039日 利用	月に 5,803人、 74,733日 利用	月に 6,542人、 84,003日 利用
保育所等訪問支援	月に 114回 利用	月に 136回 利用	月に 158回 利用
居宅訪問型 児童発達支援	月に 362回 利用	月に 376回 利用	月に 390回 利用
障がい児 相談支援	月に 1,125人 利用	月に 1,331人 利用	月に 1,537人 利用
医療的ケア児を支援 するコーディネーター	1人を 配置	1人を 配置	1人を 配置

○ 発達障がいのある人等への支援

	2018 (平成30) 年度	2019 (平成31) 年度	2020 (平成32) 年度
発達障がい者 支援地域協議会	年に 2回 開催	年に 2回 開催	年に 2回 開催
発達障がい者 支援センター	年に 1,880件 相談を 受ける	年に 1,880件 相談を 受ける	年に 1,880件 相談を 受ける
発達障がい者 支援センターと 地域サポートコーチ	年に 助言を 645件 研修を 385件 啓発を 3件 する	年に 助言を 645件 研修を 385件 啓発を 3件 する	年に 助言を 645件 研修を 385件 啓発を 3件 する

しょう ひと 障 がいのある人のためのマーク



しょう しゃ ひと 障 がい者のための国際シンボルマーク

しょう がいのある方にとって、利用しやすい建物などであることを表すマークです。
せかい くに つか
世界の国で使われています。



もうじん ひと 盲人のための国際シンボルマーク

しかくしょう しゃ あんぜん
視覚 障 がい者の安全やバリアフリーを考えた建物などにつけられているマークです。
せかい くに つか
世界の国で使われています。



みみ 耳マーク

き ふじ ゆう
聞こえが不自由なことを表すマークです。
にほん つか
日本で使われています。



けん ほじょ犬マーク

しんたいしょう しゃ ほじょけん ひろ
身体 障 がい者補助犬のことを広めるためのマークです。
こうきょうしせつ
公共施設はもちろん、スー
パー、ホテル、レストランなどでも身体 障 がい者補助犬が一緒に入れます。
しんたいしょう しゃ ほじょけん いっしょ はい



オストメイトマーク

じんこうこうもん じんこうぼうこう
人工肛門・人工膀胱をつけている人（オストメイト）のための設備があることを表
すマークです。
せつび
あらわ



ハート・プラスマーク

からだの内部に しょう がいがある人を表すマークです。
ないぶ しょう ひと あらわ



ヘルプマーク

てつだ まづか ひつよう
手伝いや気遣いを必要としていることが外見からは分からない方がいます。周りの人
に知らせて、手伝ってもらいやすくなるように作られたマークです。
し かわ ひと し かわ ひと



こ くるま 子ども車いすマーク

びょうき しょう
病気や 障 がいのある子どもが使う「子ども車いす」は、ベビーカーに見えにくい
です。周りの人に知らせて、手伝ってもらいやすくなるように作られたマークです。
まわ ひと し かわ ひと



しんたいしょう しゃひょうしき ひだり ちょうかくしょう しゃひょうしき みぎ 身体 障 がい者標識（左）・聴覚 障 がい者標識（右）

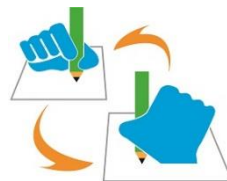
したいふじゆう ちょうかくしょう
肢体不自由・聴覚 障 がいのある方が車につけるマークです。
かた くるま



しゅわ ひだり ひつだん みぎ 手話マーク（左）・筆談マーク（右）

「しゅわ」や「ひつだん」で対応してほしい、または対応できるということを
あらわ 表すマークです。
たいおう

しょう ひと
障 がいのある人のためのマーク
し
知っていますか？



うらめん か
(裏面にマークのことが書いています)

(発行)

おおさかしふくしきょく しょう しょう しょう しょう
大阪府福祉局 障 がい者施策部 障 がい福祉課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20 電話06-6208-8071

おおさかし けんこう
大阪市こころの健康センター

〒534-0027 大阪市都島区中野町5-15-21 都 島センタービル3階 電話06-6922-8520

おおさかしほけんしょ かんり か
大阪市保健所 管理課

〒545-0051 大阪市阿倍野区 旭 町1-2-7-1000 あべのメディックスビル 10階・11階 電話06-6647-0923